

5 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

- 店舗設置者又は管理者は、地域及び関係機関と連携して、地域の住民や利用客に対して安全を確保するための対策を推進する。
- 店舗設置者又は管理者は、近隣住民の迷惑となる『たまり場化』等の防止、未成年者への酒類・たばこの販売禁止、深夜入場の禁止等関係法令を遵守し、少年非行の防止に努める。
- 深夜小売業施設の店舗設置者又は管理者は、子ども、女性の駆け込み、高齢者・身体障害者等の介護補助と家族等への連絡等、夜間に発生する緊急事態（災害・事故・急病人等）に対応できるよう従業員に対する指導を行う。

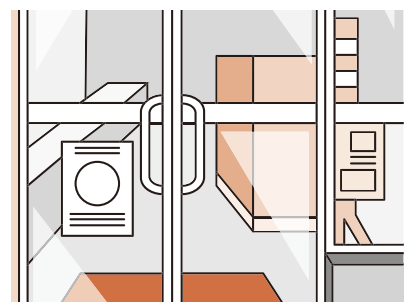
参 考

- 深夜商業施設等 深夜小売業施設（コンビニエンスストア等）のほか、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、ゲーム場、カラオケ店、インターネットカフェ、ボーリング場などをいう。
- 深夜小売業施設 午後10時から翌日の午前5時までの間で営業する小売業に供される施設（コンビニエンスストア等）をいう。

(2) 安全な店舗（構造等）の普及

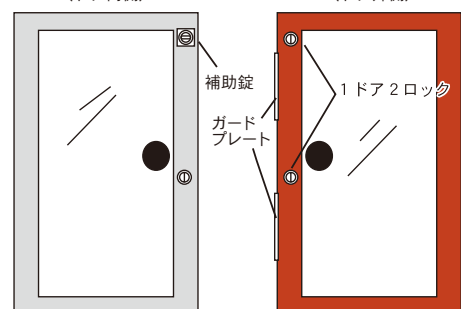
イ 出入口

- 出入口の配置
 - (イ) 店舗の出入口は、道路、通路及び廊下等（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置する。
 - (ロ) 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。
 - (ハ) 出入口周辺には、見通しを妨げる物を置いたりしないこと。
- 出入口扉
 - (イ) 出入口扉を設置する場合には、扉の内外を相互に見通せる構造（以下「内外を見通せる構造」という。）にし、破壊侵入に強い扉を設置する。



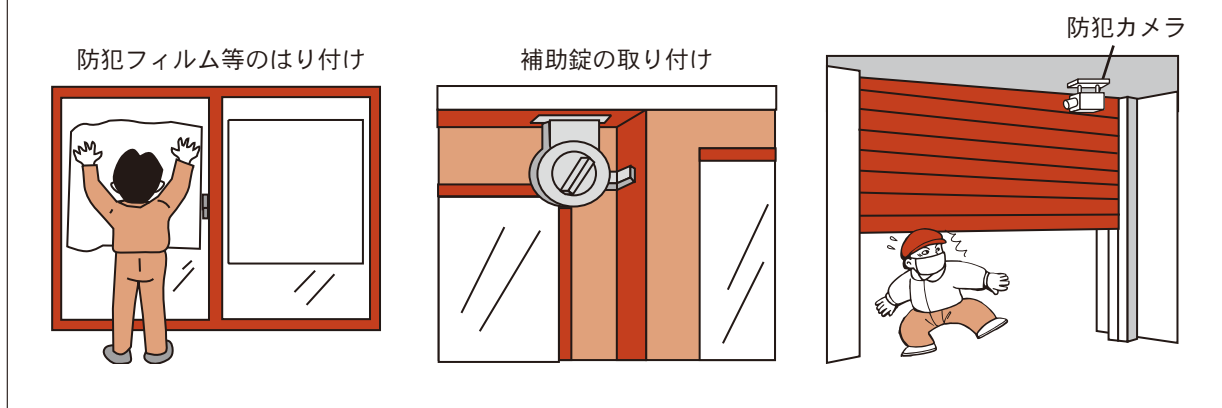
(ドア内側)

(ドア外側)



ロ ショーウインド、窓

- 窓は、見通しを確保し、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等の防犯フィルム等をはり付けしたものを含む。以下同じ。）を設置する。
- 必要に応じて面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠の取り付けなど破壊侵入に強い扉とする。



ハ 照明設備

- 店舗内の床を清潔に保つことによって、店内照明を反射させるなど、店舗内照明の照度を常時一定以上確保する。
- 店舗外周に対しても夜間は一定の照度を確保する常夜灯又はセンサー防犯灯（感知して点灯）を設置する。
- 特に夜間駐車場は、人の行動を視認できる程度の照明にする。

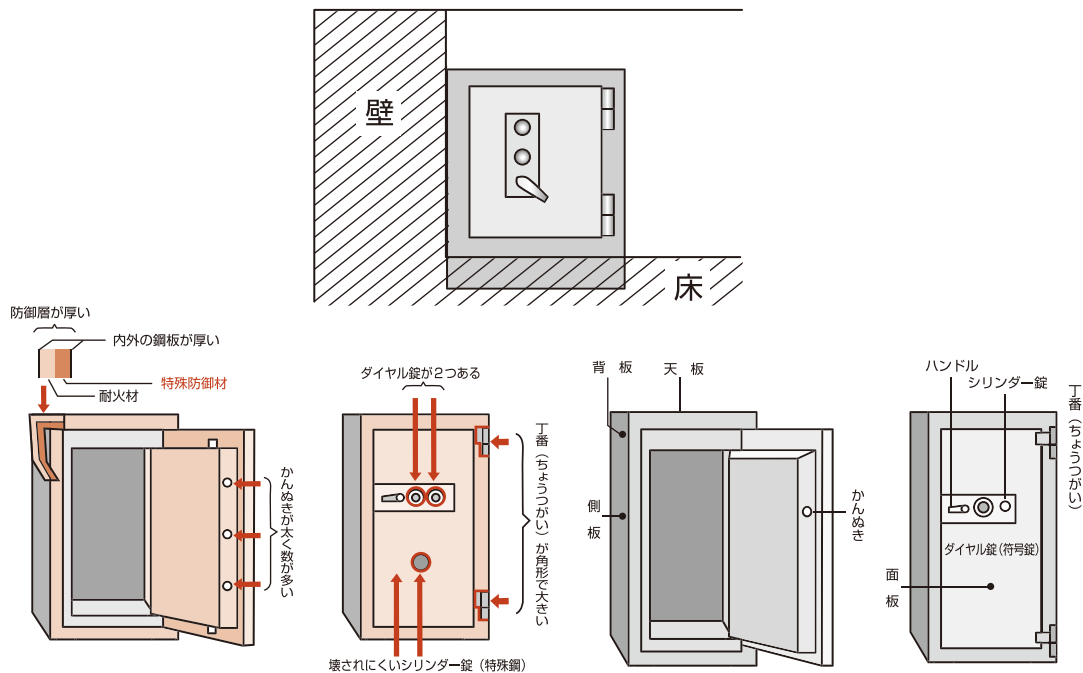


二 カウンター

- 配置
カウンターは、出入口や入店者の視認を確保できる位置に設置する。
- 構造
 - (イ) カウンターの高さや幅、内側の広さ（退避空間）」を確保し、カウンター内側の床を店内より高くするなどして、カウンターの乗り越えなどの緊急時を想定した工夫を行う。
 - (ロ) カウンターと事務室（通称バックルーム）を隣接させて避難場所とする。
 - (ハ) カウンター内への出入扉は、常に閉め、施錠設備を設ける。

ホ レジ、金庫等

- レジや精算コーナーは、できる限り店舗全体を見渡せる位置に配置し、商品陳列棚等の高さも見通しを妨げないようにする。
- 深夜時間帯は、使用可能レジの台数を制限したり、保管金額も必要最小限に抑える。
- 金庫は、種類（防盜性能や耐火性能等）を考慮し、床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫をする。



へ 防犯設備

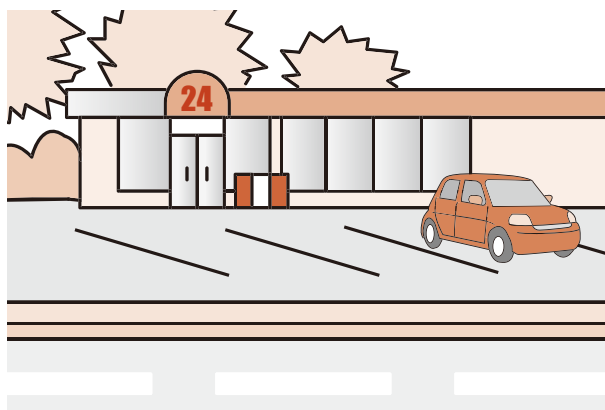
- 防犯設備の設置
 - (イ) 来客感应装置、回転防犯灯、防犯警報設備、防犯ミラー等の設置に当たっては、死角を排除し視認性を確保することを念頭に設置する。
 - (ロ) カラーボール等の各種器材は、有効性や使用方法を従業員等に知らせ、いつでも活用できるようにしておく。
- 防犯カメラ
 - (イ) 防犯カメラの設置
防犯カメラを設置する場合は、「防犯カメラ作動中」などと表示して、犯意の抑制を図るとともに、記録装置の保管管理を徹底する。
 - (ロ) 防犯カメラの配置等
防犯カメラは、店舗への来店者や駐車場に出入りする車両のナンバーがわかるように設置する。

ト 現金自動預払機等 (ATM)

- 店舗に現金自動預払機等を設置する場合には、従業員等の目に届きやすい場所であるか配慮しながら、道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置する。
- 現金自動預払機の周囲の適当な位置に防犯カメラを設置する。
- 振り込め詐欺・利殖勧誘事犯などの現金自動預払機を利用した犯罪を防止するため、金融機関等と連携して利用者に対する注意喚起等に努める。

チ 駐車場の配置

- 駐車場は、道路等、店舗出入口又は店舗内の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- 構造上周圍からの見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラや防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。



(3) 安全体制の整備

イ 安全対策の責任者

- 店舗設置者又は管理者は、店舗ごとに安全対策の責任者を指定する。

ポイント

■ 安全対策の責任者の任務

- (イ) 防犯器材の点検整備
- (ロ) 従業員に対する安全に関する指導及び安全訓練の実施
- (ハ) 110番通報要領等の安全マニュアルの策定及び備え付け
- (ニ) 警察、地域の関係機関及び団体等との連絡及び安全に役立つ情報の交換

ロ 警戒要領

- 店舗設置者又は管理者は、安全対策の責任者を含む従業員や、警備業者の警備員による巡回を実施し、店舗内外の警戒と不審者等の発見に努める。
- 入店者に対しては、顔を見て声かけを励行する。

ハ 従業員に対する指導

- 店舗設置者又は管理者は、従業員に対して、指導を励行する。

ポイント

■ 指導要領

- (イ) 防犯警報等の防犯設備の操作要領について、全従業員に習熟させる。
- (ロ) 定期的（おおむね月1回以上）に、従業員に対する安全指導を行うとともに、他店舗で事件が発生した場合等、安全上の留意事項等について必要な指導を行う。
- (ハ) 事件の発生を予想し、事前に従業員の任務分担、警察への通報要領等について具体的に指導するとともに、年1回以上安全訓練を実施する。
- (ニ) 事件、事故が発生した場合は、人命尊重と警察、消防への迅速な通報を基本として、全従業員が組織的な行動をとるとともに、事態を的確に判断し、冷静沈着に対応するよう指導する。

二 現金の管理

- 金庫への確実な保管及びレジスターの限定
高額紙幣については確実に金庫へ保管するとともに、使用するレジスターの数を限定する。
- 金庫のかぎの保管管理
金庫のかぎの保管管理は、特定の者に確実に行わせる。
- 現金の搬送
現金の搬送は複数人で行う。
複数人で行うことが困難な場合は、警備業者等に委託する。

(4) その他

店舗設置者又は管理者は、近隣居住者との良好な関係を醸成し、不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力を依頼しましょう。

【参考資料】

- 1 防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項（平成15年7月防犯まちづくり関係省庁協議会）
- 2 深夜物品販売等業者に係る犯罪の防止のために必要な措置に関する指針（平成16年3月茨城県）
- 3 金融機関店舗等に関する防犯上の指針（平成17年4月神奈川県）
- 4 大規模小売店を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月経済産業省）